最終講義「労働法原理二五年」二〇〇七年一月二九日最終講義

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前田, 達男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/3829

最終講義「労働法原理二五年」
―― 二〇〇七年一月二九日最終講義 ――

前田達男

はじめに
一 「労働法原理」前史
（一）学部学生時代 （二）大学院生時代 （三）研究助手（和歌山大学）時代 （四）金沢大学法文学部時代
二 「労働法原理」開講
（一）法文学部改組・法学部創設 （二）講義のための参考文献 （三）講義の実施 （四）レポートと試験
三 「労働法原理」講義内容の更新・再編
（一）一九八〇年代 （二）転機 留学、ベルリンの壁崩壊など （三）角間地区移転後
四 「労働法原理」の閉講と「労働法の原理論」の今後
（一）「労働法原理」の閉講 （二）「労働法原理」の特色 （三）「労働法の原理論」の若干の課題
おわりに
「労働法原理二五年」年表
資料 資料（一）ゼミ・レポート例 資料（二）一九八一年度「労働法原理」講義実績 資料（三）「国家」（抄）
資料（四）一九九一年度「労働法原理」講義要項 資料（五）一九九一年度「労働法原理」試験問題
資料（六）二〇〇三年度「労働法原理」試験問題

はじめに

この時間は労使関係法の時間でして、その労使関係法の時間を使って労働法原理とした理由を少し述べておきた

いと思います。

労働法原理という授業科目は、金沢大学法学部に独特な講義科目です。法学部は一九八〇年にスタートしました。一九八〇年に法文学部が改組されて文学部、法学部、経済学部ができました。労働法原理は二年生配当科目ですので、翌年の一九八一年が第一回目の講義ということになります。それが二〇〇六年の二月に最後の講義で、ちょうど二五年、四半世紀になるわけです。普通の講義でしたら、例えば、今やっています労使関係法では、何と何と何とは絶対やっておかなければいけない部分というものがあるのですが、労働法原理って、名前を聞いただけでは中身がわかりません。金沢大学の百年史を書くときに、法学部でこういう名前の講義があったと言っても、どんな講義をしていたのかわかりませんし、前田がいなくなったら、まさか二五年分の人を集めて聞くわけにもいきません。そういう労働法原理の二五年間の軌跡を記録しておきたい、これが一つです。

もう一つは、前田のわがままです。「わがまま」というよりは、「やんちゃ」という言葉の方が似合うと思います。「わがまま」というのは大人でも「あの人はわがままだ」と言いますが、「やんちゃ」は「やんちゃな子やな」というふうに、子どもに対して言うのが普通です。私は決してわがままな人間ではありませんが、結構「やんちゃ」なところがあると思います。新しい法学部できるのであれば、少し変わった講義もやってやれというので、やんちゃを心を発揮して認めてもらった講義が労働法原理でした。

この二五年間で労働法原理を担当しなかったのは二回だけあります。一つは、一九八八年にドイツに留学したときです。それから一九九七年に、同僚の名古道功教官が在外研究でドイツに出かけ、そのカバーのために誰かに来てもらう際に、私が四単位もの（労働団体法、労働保護法）を複数持つ代わりに労働法原理を非常勤講師にやってもらうということで旧知の本多淳亮・大阪市大名誉教授にお願いしました。本多先生は実践的な解釈論を得意とする人なんですが、その本多先生が『労働法総論』（青林書院、一九八六年）という本を出して「労働法原理論にも挑戦

した」と書いておられましたので、じゃ一遍、やってもらおうじゃないかというのが一九九七年。この二回だけです。したがって、二五年中二三回、労働法原理を担当してきたわけです。

やんちゃを発揮したことなんですが、子どもの時からとはいきませんので、大学生時代のときからその前史を振り返ってみたいと思います。

一　「労働法原理」前史

（一）学部学生時代（一九六〇・四～六四・三）

前史から話しますが、前史の方が長くて、本史の方が短いのではないかと心配しています。学部学生の四年間、次の大学院生時代のことはよく覚えていますが、最近の十数年というのは記憶も定かでないことがあります。

労働法原理の前史で、学部学生時代です。私、一九六〇年に大学に入学しました。六〇年安保闘争の年でした。六〇年の一月に日米新安保条約が調印されて、それを国会で批准する、承認するという行為が残っていたわけですが、「極東の範囲」（第四条）の曖昧さなどいろいろと疑惑が出てきたり、日米共同作戦あるいは日本を全土基地化するということについて、批判・反対運動が起こってきたわけですが、反対運動の高まりを前にして、政府（岸信介首相）・与党（自民党）は五月一九日衆議院で警察機動隊五〇〇名を動員して、反対する社会党、共産党等の議員を排除して強行採決をした（二〇日未明）。ちょうど私は五月一九日、京都から東京へ国会請願に行く夜行列車の中でした。東京駅に着いたら強行採決された、という知らせでした。

今では、デモなんて何かしょぼいことやっていると思われるかもしれませんが、当時は国会議事堂を取り巻くなだらかな坂道が何十万の人で埋まっているという状況でした。多くの学生が安保闘争に何らかの形でかかわりを

持っていたという時代でした。

そういう中で、一回生（宇治分校）時代を過ごし、二回生（吉田・教養部）になってくると専門の授業も出てくるわけですが、法学部ですから難解な法解釈の話が出てきます。他方、経済学部の科目で受けてもよいものがあります。財政学だとか経済史だとか、そちらの方はわかるけれど、法律の方はあんまりようわからん。おもしろないというので、法律相談部あるいは司法試験サークルがありましたけれども、「社会科学としての法学」を勉強するような、そういう研究会、サークルもあってもいいじゃないかというので、法学研究会というのを発足させました。ふだん授業にはあまり出ていなかったけれども、こちらではよく勉強しました。ゼミも、法学部のゼミナールで「○○法」という名のつくゼミは、授業で教わったことを応用して設定問題を解決するという、演習問題が中心のゼミでした。そんなゼミじゃおもしろくない、と大学側との話し合いの席で言ったところ、磯村哲教授*から、「前田君、ゼミナールではなくて演習、Übung なんだよ。」と、一喝されました。そういう中で私たちのゼミの先生は、そんなに言うのであれば、『法律時報』で「市民法と社会法」について特集したものがあるので（三〇巻四号、一九五七年）、そのあたりからやってみますかね、ということになりました。

ゼミでは、フーゴ・ジンツハイマーというドイツの法学者、この人はユダヤ人でして、ナチスが一九三三年に政権をとった時に亡命して、オランダに行きました。オランダで法社会学の教授に招聘され、就任記念に〈Das Problem des Menschen im Recht〉（法における人間の問題）という講演をしています。私ら着任したとき、そんな講演したこともありませんが、その講演が単行本になっているものを、君らはドイツ語を勉強したはずだから読みなさいと言われて、みんなで読みました**。

* 民法の講義でよりも『講座・日本近代法発達史』（勁草書房）の七、九、一〇巻に収められている「市民法学（上）（中）（下）」の著者としての方がわれわれには親しみがあった。なお、同教授には、法理学の加藤新平教授とともに修士論文

の審査委員（副査）をしていただいた（主査は片岡昇教授）。

＊＊最終的には、片岡教授による報告と検討となった。片岡昇「法における人間」季刊労働法四八号参照。『労働法原理〔第二版〕』（一九二七年）は楢崎二郎・蓼沼謙一による翻訳と原著解題がある（東京大学出版会、一九五五年）。なお、久保敬治『ある法学者の人生　フーゴ・ジンツハイマー』（三省堂、一九八六年）も参照。

（二）大学院生時代（一九六四・四～六七・五）

就職活動も司法試験の勉強もせず、大学院に推薦入学で受かることができましたので、大学院に進みました。ところが大学院生の研究室は大部屋で、自分の机というものがない。大学院生研究室を増やしてくれと頑張って、やがて小さな部屋ですが大学院社会法研究室を確保しました。

当時、先輩たちは、大学院生は「学生」ではなく「新しい型の研究者」だ、と主張していました（京都大学大学院生協議会『京都大学大学院白書一九六一年』一九六三年）。奨学金についても、奨学金三原則、つまり、①奨学金は希望者全員に、②貸与制ではなく給費制で、③研究と生活を支えるに足りる額に大幅増額すべきだ、と大学や文部省に要求していました。大学院生が研究者だとすると、自分たちの指導教官は何というんですかと尋ねたら、それは先輩研究者だというのです。ですから学会では「〇〇会員」で通します。さすがに、自分の先生を前にして「片岡会員」とはよう言いませんが、沼田稲次郎（一九一四・四・二五～一九九七・五・一六）という労働法学会の大先輩に対しては、沼田会員の説はこういう点でおかしいというようなことを生意気に言っていたことがあります。

大学院生時代にジンツハイマーの『労働法原理』という本にぶつかります。京都は戦災に遭わなかったので古い文献が焼けずに残っています。大学の教官が第一次大戦後のドイツに留学したときは、ドイツが猛烈なインフレーションだったこともあって、外貨の力は絶大でした。一々、この本とこの本とこの本とをくださいというのではな

くて、本屋の棚ごと買って、それを船便で日本に送ったと聞いています。

当時のドイツはワイマール共和国時代で、共産党、社会民主党、それに右の方（国家社会主義ドイツ労働者党、NSDAP）もいるわけですが、そういう本もみんな一緒に入ってきました。図書館に入ってしまうと、特高警察でも大学の中へ入れないということもありますが、「これはドイツから来た本です、同盟国の本です」、で戦時中も温存されたわけです。そういう書物の中に社民党系の Heinz Potthoff 編集による『労働法』という雑誌がありまして、その掲載論文の輪読会を大学院生でやりました。

当時のコピー事情は、今みたいに簡単にコピーできるものではありません。やっと湿式の複写機がでてきたのですが、お日さんに当てると色が変わっちゃう。重たいし、値段も高いで、コピーするよりは訳してノートに書いておけというぐらいのときでした。

「労働法における社会学的方法と教義学的方法」*（一九二二年四月号）あるいは〈Wie studiere ich Arbeitsrecht ?〉（労働法の研究の仕方、一九二四年）などというようなたくさんの論文や単行本をリストアップして、これは〇〇君、これは△△君、紹介して下さいと分担しました。

輪読会の中から、今では私よりもはるかに偉いんですが、今年、大阪市大を定年（六三歳）で退職する西谷敏教授（『ドイツ労働法思想史論』（日本評論社、一九八七年）という大著を書いている）、彼もこの輪読会から育った一人です。それから、厚生労働省の労働政策審議会で労働条件分科会長として、ホワイトカラー・エグゼンプション等々の取りまとめをやっている西村健一郎・京大教授もこの輪読会のメンバーでした。皆さん、いずれも定年を間近かにして研究室を整理していると、古い資料もいっぱい出てきます。よく議論し、勉強した、懐かしい大学院生時代です。

社会法研究室に通いながら、私は修士論文を全面的に書き直して、「ワイマール経営協議会法の成立と展開（上）

（下）」（法学論叢八〇巻三号、四号）という論文を完成させ、原稿料も初めてもらいました。（上）の原稿料は、母親にいろいろとありがとうございましたと言って渡し、（下）の方は、研究室メンバーでおいしい寿司を食べに行きましょう、と一晩で使ってしまいました。

＊　当時のドイツ労働法学界事情並びに『労働法原理』（初版本）の刊行に端を発する、労働法学界の重鎮 Walter Kaskel と Hugo Sinzheimer の方法論争等については、孫田秀春『労働法の起点――労働法の開拓者たち――』（高文堂出版社、一九七〇年）一三四頁以下が詳しい。

（三）研究助手（和歌山大学）時代（一九六七・六～七四・三）

そうこうするうちに、和歌山大学経済学部に研究助手として勤めることになりました＊。この時期は結構長かったんですが、勉強もできました。私は生まれが大阪で、実家が大阪にあります。親のところに居候をして、研究会とか大学院のゼミで京都に行く。和歌山には教授会（オブザーバーで助手も参加）で行き、研究費は教授、助教授と同じ分だけもらう。その代わり、試験監督は教授・助教授の分もしっかりやれということでした。

いろいろと活躍の場があったわけですが、関西民科若手研究会で勉強することが多くありまして、そういう中で「現代法論争」に関わりを持つようになりました。NJ（Neue Juristen）研究会討議資料「国家独占資本主義法としての現代日本法を以下に把握するか」（一九六七年）に始まる現代法論争については、前出の「国家独占資本主義・現代法論と社会法視座」科学と思想一四号（一九七四・一〇）を見ておいていただきたいと思います。私は関西におりましたが、東大社研の稲本洋之助講師、この人なかなかシャープな人で、法律時報の特集「外国法研究の課題と方法」（三八巻一二号、一九六六年）に「資本主義法の歴史的分析に関する覚書」という論文を書いています。要するに、法の歴史的分析というのは、法は経済に規定されるが、その規定するものと規定されるものとの間を媒介す

る国家というものがあって、その国家の形態が法の形態の違いというものをもたらしている、というものです。こういう理論を比較法学会（比較法研究一九六六年「外国法の継承」）にぶつけたんです。私は、比較法学会には入っていませんでしたが、一つ上の世代に属する大変な論客が東京（社会科学研究所、都立大学など）に揃っているのだなあ、と思いました。

この時代には「国家論」というテーマにも当たりました*。法の歴史的分析だとか、国家論だとかいうようなことは、論客たちがやってくれるものだと思っていたところ、そういう論客の一人でもあった影山日出弥・名古屋大学助教授（憲法・国家論）がぽっくりと亡くなり、講座物の代役が必要になりました。声がかかって、「現代資本主義国家論」（田口富久治編『講座・史的唯物論と現代⑤』青木書店、一九七八年）というテーマに取り組む破目になって、それでレーニンの「国家論ノート」なども読み直してみたというわけです。

和歌山大学経済学部は、普通は三年たったら講師にして講義を持たせるんですが、教授会のボスたちを批判したものだから、あいつは塩漬けにしておけと、助手のままにしておかれました。ですが、研究費は同額もらえ、しかも時間はたっぷりありますから、大阪に住んで、京都と和歌山を行ったり来たりで、結構いい時代でした。

* 前任者は、『労働協約理論史』（有斐閣、一九三五年）、『労働法と時代精神』（河出書房、一九三九年）などドイツ労働法に造詣が深く、台北帝国大学文政学部教授の経歴を有する後藤清教授。和歌山大学附属図書館の一角には「後藤文庫」が置かれていた。

** 藤田勇によって「法と経済の一般理論」（岩波講座『現代法⑦（現代法と経済）』一九六五年）を補充する形で「国家概念について」が法律時報（四一巻一号、一九六九年）に寄せられたことが大きい。なお、藤田勇『法と経済の一般理論』（日本評論社、一九七四年）も参照。

（四）金沢大学法文学部時代（一九七四・四～一九八〇・三）

金沢大学の法文学部に来て講義をすることになって困りました。講義の経験がありません。学生時代はあんまり講義へは出ていません。労働法はゼミで勉強するからといって、講義は試験の前に友人のノートで勉強したくちです。労働法の講義の経験のないまま、金沢大学に移って来たのが七四年四月です。

当時の学年歴は、四月一一日に前期がスタートして、七月一一日から九月一〇日が夏休み、九月の下旬に中間試験。中間試験を行わない場合もありました。試験が終わると、一〇月一日から一〇月一五日まで秋休み。当時は教養三学期、専門五学期となっていたため、教養課程を修了できたかどうかという判定期間がある。その期間を法文学部では教育実習に利用します。いい大学に来たものだと思いました。一〇月の初めといえば、北アルプスは紅葉の真っ盛り、一番上（山頂）は白（新雪）、その次が緑（ハイ松）で、下が紅・黄（紅葉）という絶好の秋山シーズンです。一〇月一六日に後学期の講義を開始し、冬休みがあり、二月の後半に学年末試験がある。終わったら、四月一〇日まで春休み。これが一九九四年まで続きました*。

当時の講義を振り返ると、労働法は三年配当で4単位の通年講義です。講義の実態は、当時の時代を反映していたと思うんですが、労働団体法の優位というか、そちらの方に時間が多く配分される。それに加えて、序論と原理論で時間を食ったために、労働保護法は時間不足で途中までというのが初年度から続きます。

ただ、一九七〇年代は、個別的労働関係だとか労働契約だとかに関する判例の蓄積も今日ほどではありません。それから、例えば、配転というような問題が起こっても、それは権利闘争や職場闘争ではね返す。そうすると、配転命令が権利濫用で無効かどうかというのは個別的労働関係の問題ですが、その配転を争って職場で運動を起こす、あるいはそういう組合員の人事異動については協議の場を設けろ、と交渉することになると、これは団体交渉とか労働協約の問題で、労働団体法の世界になるのです。

今日、個別的労働関係法の分野で裁判例が蓄積されているのは、労働組合の力が弱くなっていることも大きな要因になっていると思います。六〇年代、七〇年代には個別的労働紛争が団体法の問題として争われた。そういう時代だったので団体法で少々時間を食っても、もったという時代でした。

なお、団体法の優位は全国的傾向で、特殊、金沢大学の前田の講義だけではありません。私たちの先生の片岡昇教授の『労働法講義』（有斐閣、一九五九年）のページ配分は、Ⅰ労働法の基礎理論五〇、Ⅱ労働基本権三五、Ⅲ団体法一三五、Ⅳ労働者保護法一〇〇、ⅠとⅡが労働法の基礎理論ですから、これで八五頁です。労働者保護法（個別的労働関係法）とほとんど同じくらいのスペースを使っているわけです。京都というところは原理論が好きなんだな、と思います。

参考までに「労働判例百選」あるいは「労働法の争点」で、判例としてはどういうのを挙げ、争点としては分野別でどれぐらい取り上げているかと見ますと、「判例百選」の第三版（一九七四年）では、全体の判例は一六三ですが、団体法が大体その半分を占めています。第四版（一九八一年）に至っては、むしろ増えています。最新の第七版（二〇〇二年）だと一三三分の四五で団体法は大きく減っています。「労働法の争点」でもその傾向は変わりません**。七〇年代というのはそういう時代でもありました。

なお、演習は、当時は三年後期から始まって四年前期で終わりです。ゼミによっては、私のところもそうでしたが、任意で四年後期まで延長というところもあります。だから後期は三、四年生一緒。前期は四年生しかいない。法科自治会はゼミ二年間を要求していました。

＊　厳密に言うと、一九八九年（角間地区への移転の年）は、七月後半に前期試験を済ませてから夏休みに入り、引越し作業。後期は例年に戻っている。

＊＊〈初版（一九七九年）〉では七三（団体法）／一二三（全体）、〈第三版（二〇〇四年）〉では三九／一二五

二 「労働法原理」開講

（一）法文学部改組・法学部創設

一九八〇年に法文学部が改組されて、法学部が創設されました。法文学部、法学部の社会法関係科目としては、法文学部法学科時代には社会法講座があり、労働法4単位、社会保障法4単位でした。

法学部ではえらく頑張って、労働法原理2、労働団体法4、労働保護法4、雇用保障法2の授業を設けました。ただし、雇用保障法は一九八七年までです。社会保障法は総論2と各論4でした（数字は単位数）。労働法原理は二年後期配当、社会保障総論との選択必修という関係ですから、皆さんしっかりと受講してくれます。答案もいっぱいダンボール箱にたまっていて、これをどう処理するかは、これからの課題です。

私が金沢に来たときには労働法も社会保障法も誰もいませんでした。佐藤進先生が一番近い人です*。けれども、六〇年代の前半には、労働法・社会法関係では、清水兼男（民法・労働法）、佐藤進（社会保障法・労働法）、三島宗彦（民法）の三名がおられました。三島宗彦先生は、民法の講座ですが、労働法でも有名な方でした。

労働法原理という講義をつくったのは、法学部になってスタッフ枠が一人ふえました。普通は、集団的労働関係法と個別的労働関係法、労働団体法と労働保護法で二人、二科目つくればよかったわけですが、法文学部時代の労働法通年四単位の時代に原理論で時間を食って後の方（労働保護法）に迷惑かけていた。それで、やんちゃ心を出して原理論を独立科目でやろうというところまではよかったんです。よかったのですが、参考となる教科書がありません。

それから、法文改組はお城（金沢城跡）から移転することが条件だ、と突きつけられて、法文学部教授会での改組決定が一年遅れました。一応移転やむなしとなったけれど、今度は移転候補地でもめました。最後まで残った候

補地は、角間と金川（現、太陽が丘）です。法学部は、金川地区は不適当、角間を候補地とすることには保留だ、という立場でしたが、学部長と評議員が評議会で違う態度をとり、そのために教授会が毎週、延々と続いたりで大変でした。授業の準備もしなければいけないし、移転論議の話もあるしというような法学部の幕開けでした。

＊ 一九七一年に日本女子大学に転出。法文学部法学科の様子は、佐藤進『ペダルを踏んで七〇年』（有斐閣出版サービス、一九九五年）参照。

（二）講義のための参考文献

講義のために参考とした、「労働法原理」「労働法総論」と題する書物が幾つかあります。津曲蔵之丞『労働法原理』（改造社、一九三五年）、これは戦前の本です。「独逸労働法原理」と言った方がいいと思います。ドイツのことばっかしです。大先生である沼田稲次郎『労働法論序説―労働法原理の論理構造』（勁草書房、一九五〇年）、さらに石井照久＝萩沢清彦（増補）『法律学全集・労働法総論〔増補版〕』（有斐閣、一九七九年）、『現代労働法講座①〔労働法の基礎理論〕』（総合労働研究所、一九八一年）から「労働法の対象」（蓼沼謙一）などを参考書として指定したことがあります。

ゼミでのレポート・収集資料の活用もやりました。八一年から講義することがわかっていましたから、ゼミの皆さんにも協力してもらいました（資料（一））。まず前田が「団結権・争議権確立史」という発展段階別・国別比較表を作り、皆さんこの中から好きなものを選んで、歴史的に分析して報告してください、と資料集めもやってもらいました。研究（過去の理論を継承しながら新しい理論を生産する）過程に学生を取り込むことによって、学生の教育（研究能力の育成）もやっていく研究大学のスタイルだ＊、などと言っていましたが、ゼミ生の労働成果を「搾取」していたのかもしれません。その代わり、わが家は中古の小さな家でしたが、大学からそう遠くはなかったも

のですから、わが家の二階はよく飲み会の会場となりました。

＊ ベルリン（フンボルト）大学を範型とする研究大学における「研究を通じての教育」というスタイル、そこにおけるゼミナールの位置については潮木守一『世界の大学危機』（中公新書、二〇〇四年）五四頁以下参照。

（三）講義の実施

それだけ張り切っていた講義ですが、講義の実施状態がどのようなものであったかについては、ノートに記録されています（資料（二））。それによると、第一回一〇月二二日。講義は一〇月一六日から始まりますから。その次の週は早速、金大祭だと思うんですが、休講です。一一月五日は講義をやりましたが、その次の一一月一二日は、今では信じられないと思いますが、法科自治会定例学生大会で休講です。今は、ここ法文関係では、文科自治会しかありませんが、当時は法科自治会、経済自治会、それから文科自治会という三つの自治会がありました。

法科自治会は、一番活発だったんじゃないかと思います。前の年、角間に移転という話のときに、学生に対しても事情説明せよとか、要求がいろいろ出てきました。そのときに、要求を整理するから学生大会を開かせろ、開く時間を保障しろというので、定例学生大会については半期について一回一コマ分だけ認める、ということになったんです（第一八回法学部教授会一九八〇年一一月一二・一三日決定）。翌年、なぜか労働法原理の時間に定例学生大会で、休講です。

（四）レポート（冬休み）と試験

一二月二四日は冬休み直前で休み、一月は二一日から再開しています。あとは休まずにやっています。そして、試験です。試験問題は「労働法の歴史的分析、内的論理構造分析に国家論が重要な役割を果たすという説があるが、この説のエッセンスを略述し、論評せよ」と、難しそうな問題です。どういう説かというと、「現代労働法講座」

の第一巻、労働法の基礎理論に、「国家」というテーマで私が分担して書いたものの一部です。この部分は講義時に配って（資料（三））、理解できたかな、とこういう問題を出したわけです。二題目の問題「『ＩＬＯ一〇五号条約*と日本政府』と題して、自由に論ぜよ。」は、素直な問題でしょう。

講義の進行途中にこれでは時間数が足りないかな、ということもありましたので、レポートを冬休みに提出してもらいました。強制ではありません。できているレポートには下駄を履かせました（資料（二）の労働法原理冬休みレポート例）。年表を提示し、この中からテーマを選んで下さい、と言っているのに、「公務員の労働基本権について」などというレポートも出てきました。レポートを出したら下駄を履かせてくれるそうだといううわさを信じて、人（教師）の話を聞かないで出してきたものです（当然、考慮外）。

＊　強制労働廃止に関する条約。労働に関する基本原則・権利に係る八条約の一つでＩＬＯ加盟国の九割以上が批准しているが、公務員の同盟罷業に対する制裁としての刑事罰などが理由で日本は批准していない（できない）。

三　「労働法原理」講義内容の更新・再編

（一）一九八〇年代（一九八二～八七年）

一九八〇年代の基本的な枠組みはこんなもので、講義の準備ノート、私の場合は「講義ノート」とはよう言いません。講義ノートというと、普通は、何をしゃべるかということまできちんと書いてあるものですが、私はレジュメふうに書いているだけです。これを言うためにはこういうことを勉強しておかなきゃいけない。その準備をしたものは書いていますが、講義のスタイルにはなっていません。ですから、「講義準備ノート」です。

初年度は、試験を入れて一〇回。これはまずい、と講義の回数もその後は増加しています。大学設置基準で一単

位の要件も厳格化されるようになりましたが（二一条以下）、この時期は今日ほどではありませんでした。

それはさておき、この時期にはこういうような試験問題を出しました。一九八三年度は、「（1）日本における資本主義発達の特殊性ないし後進性は、わが国労働法制にどのような歪みをもたらしたと考えられるか。（2）『労働の従属性』概念は、労働法の確立を見た今日でもまだその意義を有していると考えられるか。」、一九八四年度は、「国際的にみたわが国労働法の特質について、それをもたらした諸要因を歴史的に明らかにするとともに、若干の例を挙げて説明せよ。」というオーソドックスな問題です。日本における資本主義発達の特殊性ないし後進性、あるいは、国際的にみたわが国労働法の特質というふうに、何か日本を特殊なものとする見方が出てくるわけですが、これについては最後のところで述べます。

（二）転機

(1) 留学（一九八八・三～八九・一）西ドイツ、スイス、オーストリア、東ドイツ、ソ連

こういうふうに八〇年代の前半は過ぎたのですが、大きな転機となったのが、八〇年代の末から九〇年代初めにかけての出来事です。普通、それはベルリンの壁崩壊とソ連邦解体を指すのですが、私にとってはその一年前のドイツ留学ということがあります。一九八七年度に文部省派遣在外研究員の順番が回ってきました。自分の予想よりも繰り上がり、準備不足で出発した感じがします。留学先は、西ドイツを中心にスイス、オーストリア、東ドイツ、ソ連です。「学生」時代も再体験しました。語学ができなければ情報を得ることもできないし、意思を伝えることもできないので、先ず最初に語学学校（Goethe Institut）で勉強しました。学生時代はそんなに猛勉強しなかったのですが、ここでは一生懸命勉強しました。学生の立場に戻りました。そうすると、いかに自分が、教師として学生に対して不親切な授業をしていたか、と反省もしました。

二つ目は、ドイツ像あるいはドイツ史観の修正です。日本にいたときは、ドイツのことというと、東ドイツの文

献から情報を得ることが多くありました。東ドイツ文献による西ドイツ像というのが私の中にはかなり強く刻印されていた、と思います。しかし、西ドイツでは批判的法学（一九六八年から〈Kritische Justiz〉誌をquarterlyで発行している）というグループも活躍していました。ドイツの歴史で一九六八年、これは日本でも大学紛争の年なんですけれども、ドイツにおいてもそれは変わりがありません。同じように大学紛争の年でもありました。日本の場合は、団塊の世代だとか全共闘世代だとか言われて、「六八年世代」とは呼ばれることはないのですが、ドイツにおいてはこの六八年世代が今日のドイツのあり方に大きな影響を与えています*。

六八年世代は、大学に残ったり、労働組合に進んだり、教会に入ったり、ジャーナリストになったりとかして、権威主義的な体制を変えていく。あるいは初期Marxを再評価し、資本主義が抱えている原罪、つまり労働力を商品化し、労働者を搾取するというか、労働者の労働の疎外をもたらしながら発展してきた、そのことについても問題意識を持つべきだ、というようなことを考える世代が、いろんな分野でリーダーになっているということです。東ドイツの文献にはそんなことは書いてありませんでした。

私が住んだところは、ベルリンではなく、ブレーメンでした**。「ブレーメンの音楽隊」で有名なところですが、ここは自由で革新的な力の強いところです。ヒットラーもここには来なかったようです。権威主義的なベルリンではなく、自由ハンザ都市ブレーメンでの生活でドイツの違う面も見ることができたというわけです。

ドイツ留学の研究テーマは「ワイマール体制と社会法の研究」です。ワイマール体制、ワイマール共和国といってもちょっと説明が必要かもしれません。一九一八年の第一次世界大戦での敗戦、革命、皇帝制（Kaisertum）を倒して誕生した社会民主党を中心とする中道左派政権が支配した時代です。一五年間しか寿命はなかったのですが、このワイマール共和国あるいはワイマール共和国憲法は日本国憲法にも大きな影響を与えています。そのワイマール共和国からドイツ民主共和国（DDR；Deutsche Demokratische Republik）への発展（その場合のキー概念は「経

済生活（社会化）」条項）という考え方に対して、いやいやそうじゃなくて、ワイマール共和国からドイツ連邦共和国（BRD：Bundesrepublik Deutschland）への深化（その場合のキー概念は、「労働者の同権化」）というふうに考えるべきじゃないのか、ということなどを考えさせられるドイツ留学でした。

＊ 六八年世代については、井関正久『ドイツを変えた68年運動』（白水社、二〇〇五年）、三島憲一『戦後ドイツ』（岩波新書、一九九一年）一七八頁以下、参照。一九九八年SPD・緑の党連立政権で外相兼副首相を務めたヨシュカ・フィッシャーも六八年世代の典型例といえる。因みに、一九六八年から二〇年目の一九八八年冬学期、全国的規模で大学は占拠を伴う長期ストライキに見舞われた。「政府（コール首相）は大学にもっと金を出せ、金の使い方について学生たちにも共同決定させよ。」というのが学生たちの主張だった。

＊＊ 一九七一年開学のブレーメン大学では、IG-Metall（金属産業労働組合）はじめドイツ内外の労働組合から絶大な信望を得ている労働法学者・理論家の Wolfgang Däubler 教授の世話になった。一九三九年子どもの日（Karl Marx の誕生日でもある）生れで、「社会的に公正な労働世界」を構想するドイプラー教授は、チュービンゲン大学の学術助手時代に「六八年」を体験した後、この改革大学の教授に招聘されている。

(2) ベルリンの壁崩壊（一九八九）、ソ連邦解体（一九九一）

東ドイツにも二、三回出かけていますが、日本に帰ってきたのは一九八九年一月末で、ベルリンの壁崩壊もそれから一年もたたない頃です。ベルリンの壁が崩壊し、続いてソ連邦も解体です。

そういう中で、「資本主義対社会主義」に代わる現状批判の視座はどこに求めるべきなのか。もちろん、現状肯定でもいいんですが、社会科学は現状を批判しながら社会をよくしていくのが使命だと思うわけです。日独労働・法文化比較に取り組み、教養の総合科目「現代ドイツの社会と文化」に参加し（一九九四年）、後にコーディネーター役を引き受けたのもこの留学体験があったからです。

(3) 留学生の指導

三つ目の転機は、留学生の面倒を見ることになったことです。帰ってきたら、台湾から留学生が四月から来ることになっていて、あなたが指導教官ですよと言われました。そんなこと全然聞いていなかったのですが、私も外国でいろいろと面倒見てもらっていましたし、指導教官を引き受けました*。一九九三年には大学院社会環境科学研究科が創設され、博士後期課程が発足しました。そうするとたくさんの留学生が継続的に来るようになりました。東アジアからの留学生とのつき合いは偶然じゃなくて、必然だろう。そうであるならば、こちらも台湾、韓国労働法の動向とか、あるいは日本法を基本的な枠組みとしては継受するが、こういう点では超越しているというような話を聞くこともできる。話を聞くだけで、参考になることも言えなきゃ困りますから、社環研(社会環境科学研究科)で比較労使関係論という授業科目を担当していることもあって、中国、韓国、台湾等の経済・労働事情に関する本も買い込んで勉強しました。

＊ その時の留学生・邱祈豪は、時には研究室に泊まり込んで労働市場法を中心に研究し、一橋大学で更に研鑽を重ねて帰国後、台湾の大学に教職を得て、日本の労働者派遣法の法政策と歴史的考察をふまえた台湾労働者派遣法制の研究書を著している。

(4) パソコンの利用

四番目の転機は、パソコンの利用です。これ、非常に便利でして、講義のレジュメをつくった原稿は残しておけるわけです。それに書き加えることができる。今までですとレジュメに書き加えていくと、やがて書き加える場所がなくなってしまいます。だから、ノリとハサミで継ぎ足さなきゃいけないけれども、そういう痕跡を残すことなく、あたかも当年度の授業のために作成したレジュメですよ、というふうに作ることができるようになりました。

以上のようなことから、講義計画・内容も大幅に修正しました。

（三）角間地区移転後（一九八九から二一世紀）

八九年、九〇年度もそれに近いことを行ったわけですが、帰国後のものでは九一年度の講義要項が代表格だと思います（資料（四））。講義の趣旨を述べて、具体的には下記のような講義プランを考えているという、講義要項を書きました。九一年度は休講もなく、ほぼ講義要項どおりに進行しました。ただ、最後の労働法の解釈、労働法学の方法は少し力量不足もあってできませんでした。講義要項で具体的な講義プランを示したのはこの年だけです。

実際に講義をして、大きく変わったのが試験問題です（資料（五）参照）。長文の試験問題です。試験問題と言いながら、実は一年間講義したことの中身をまとめているわけです。

これは、本当にきちんと講義できたのかという気持ちもあって、この一年間でこういうことを言いたかったんだよ、というようなことを取り上げているわけです。問題は二題ありまして、一つは、誤りの訂正問題、これは講義にきちんと出席していた学生にはそんなに難しい問題ではありません。問題（2）は、「団結権のこのような一挙的な確立は、しかし団結する権利が制限ないし否認された場合に、団結それ自体が『違法な存在』として禁止され、その効果をあげるためには国家の強制装置の動員・刑事制裁も当然とする、絶対的禁止の論理（それも『秩序の見地』からのそれ）に短絡しやすい」という、日本における団結権確立の歴史で自由化段階が非常に薄いという特質（いわゆる先進資本主義国と違うところ）を論じた上で、団結権がいったん制限されると、自由化段階を飛び越して、一挙に絶対的禁止段階に戻ってしまう、その理由を授業の中で説明してきました。それが理解できているか、という問題です。

問題（1）でも前年度は誤りが何カ所あるかを指摘しないで、誤りを全部直しなさいと言っています。これは難問です。誤りが幾つかわからないが、誤っているのを全部示せ、もし誤りでないのを誤りとしたら減点の対象とすることがある、と。これには反省しています。また、ここには問題（1）と問題（2）の配点については書いてい

ません。しかし、「何々について述べよ」式な問題ではなくなりました。問題をつくるのに大変苦労します。何々について述べよと書いた方が楽ですから。ただし、この方が採点は楽です。授業では過去の問題を紹介しています。

試験問題のスタイルは、さらに最近になって変わってきます。二〇〇三年度の問題がおもしろそうだなというので引っ張り出してきました（資料（六））。最近は、この手の問題です。私がたらたらと文章を書かないで、それほど癖のない大阪弁（多少京都弁も混じっている）で会話をしてもらう。二〇〇三年度の場合は大学院生と学部学生との間の会話です。

福井大学の集中講義「労働法」でこれと同じような問題を示して、「君ら二人、やって（読んで）くれへんか」と言ったところ、「ボク、関東の出身ですので（関西弁を読むのは）苦痛です。」と言われたこともありました。もっとも、これを標準語的に書くとなると、敬語や丁寧語に気を遣い、おもしろくないというか、書きにくいという問題もあります。大阪弁は庶民のことばです。

何で二〇〇三年の問題を持ってきたかといいますと、職務発明の問題で「ジンツハイマーという学者がいるねん」と、大学院生時代に戻るからです。試験では、そのジンツハイマーの話から労働法学史の勉強も大切だ、と学生・大学院生の会話を借りて私の意見を語っています。

最後の記述式問題では、野党の党首になったつもりで「日本の当面する労働問題に対してどのような法政策を提示するか」自由に論じて下さいとか、「二一世紀近未来における労働の変容と法的サポート体制の在り方について」と題して小論文をまとめなさいとか、そういう問題を出すんですけれども、それも尽きてしまったので、今度は卒論を書けです。「論文の書き方」というのをつけて、レポートはこういうもの、答案はこういうもの、論文は違います、こういう点に注意して書いてください、というものです。これを一時間半で書けというのですから大変だと思います。

試験問題の傾向は、九〇年代に入って少し変わり（長文化）、二一世紀に入ってからは、スタイルも変わりました（会話文）。こんな問題でもやんちゃ坊主だから許されていたのかなあ、と思います。今後、この手の問題が出てくると、ふざけるなと言われるかもわかりません。でも、いろいろと人の話を聞きながら法律問題を解いていくというのは、ＮＨＫ土曜日の「生活笑百科」からヒントを得たものです。「生活笑百科」では漫才師二人が出てきて、こんなことあったけど、どうしたらいいんでしょうかと大阪弁で事案を説明をし、これに対して、常連スタッフ二人とゲストの一人が、ああだ、こうだと言い、相談室長（進行役）の笑福亭仁鶴が「ところで法律はどうなってますか、先生」と、弁護士にふっています。この番組、二〇年以上も続いています。

＊ この試験問題は「青色発光ダイオード」に係る職務発明の対価を二〇〇億円とした日亜化学工業事件（東京地判平成一六・一・三〇、労働判例八七〇号一〇頁）に触発されて作成した。

四「労働法原理」の閉講と「労働法の原理論」の今後

（一）「労働法原理」の閉講

結構、楽しみながら労働法原理の試験問題をつくってきたというか、講義をしてきたわけですが、その労働法原理も閉講する時を迎えました。

二〇〇四年に法科大学院、大学院法務研究科の設置ということに伴って、教員の大規模な異動がありました。法科大学院と法学部と合わせて総体として授業負担が増加するので、スリム化を考えなきゃいけない、と法学部は法学科・公共システム学科の二学科を法政学科の一学科に再編し、授業科目も見直す中で、労働法関係では労働法原理は廃止。労働団体法が労使関係法に名前を変える。中身も多少変わりますが、労働保護法は雇用関係法と改称し、

新たに労働市場法というのをつくる。これは、労働法原理に読み替える。一九八七年まで雇用保障法というのがありますので、雇用保障法を復活させたと言えないでもありません。一方では、労働法原理は社会法入門に転換するということも予定としてはある。社会保障法関係では、社会保障法総論と社会保障法各論を社会保障法に統合するということになりました。

考えてみると労働法原理がなくなり、社会保障法総論がなくなった。つまり、「原理」と「総論」がなくなった。具体的な法律問題が多くてそうなるのだけれど、原理原則、総論的な問題、要するに抽象的なテーマを扱うものが、独自な科目としては消えてしまうという形になる。ちょっと寂しいなという気もします。

(二)「労働法原理」の特色

(1) 労働法の基本概念

金沢大学で行った私たちの労働法原理の特色は、労働法総論――法律学全集の『労働法総論』が一番詳しいものですが――と比較してみますと、労働法の基本概念、労働基本権、労働法の体系、地位、労働法の法源、労働法の解釈といったようなことは、労働法総論でも扱っています。われわれの労働法原理でも扱ってきました。

ただ、基本概念としての国家。この場合、労働法内に措定された国家、難しい言い方ですが、要するに、「労働法の中にある国家」と労働法（のあり方）を規定する、「労働法の外にある国家」。国家の場合には二とおりの位置づけがあるのですが、その国家という概念が『総論』にはない。しかし、労働法の基本概念として、国家の概念を加えることで労働法の体系・分野も明快に整理することができる、そのことを前田は『現代労働法講座1〔労働法の基礎理論〕』の「国家」で書いています。

(2) 労働法学史ないし労働法学の歩み

労働法学史ないし労働法学の歩みが労働法総論の中にはあまり出てきません。われわれは大学院生が論文を書く

ときに、先行研究はどうなっているの、とよく聞きます。先行研究がどうなっているかというのは、たんにこんな研究がありましたというのじゃなくて、先行する研究者がどういう課題意識のもとにそういう論文を書いたのか。どういう問題があって、それにどういうふうに取り組もうとしたのか、そこから学ぶ必要性があるのではないかという意味で先行研究と言っているわけですが、そういう学の歴史、学の歩みが必要なんじゃないのかと考えています。

(3) 労働法と各国労働法発達史の類型的把握

労働法と各国労働法発達史の類型的把握という方法は「労働法原理」独特のものです。国家を一律に扱わないで、α群国家、β群国家というカテゴリーを設けて、先進資本主義国をα群、後進資本主義国をβ群とする。その区分の指標を市民革命と産業革命がどちらが先でどちらが後であったかに置く。資本主義の発達の歴史が古いかどうかではない。なぜそうするかというと、労働問題が本格的に起こってくるのが産業革命。その産業革命、つまり労働問題が本格的に起こってきたときに、労働問題に対応した国家はいかなる形態の国家であったか。市民革命を終えた国家であれば、それは民主的なレジームを持った国家です。それに対して、市民革命が終わっていない場合には、絶対主義的な体制あるいは内容を持った国家が、労働問題に対応する形になる。その対応の仕方によって、労働法のあり方が大きく変わってくるわけです。そういうことを「国家」で書きました。労働法の発展の歴史ないし各国労働法の歩みというだけでは不十分で、そういうふうに分類してきちんと整理する必要があるのではないか。それがつまり、労働法のあり方を規定する国家というシェーマです。

(4) 団結権・争議権確立の歴史的展開様式と団結権・争議権の内的論理構造との相関

団結権・争議権確立の歴史的展開様式と団結権・争議権の内的論理構造との相関関係ということについても労働法原理ではしゃべっています。労働法総論ではそんなことには言及されていません。これは後々、労働法各論の中

でそれぞれの解釈理論のためにも必要な知識を提供しようとしているからでもあります。例えば、公務員の労働基本権問題を取り上げてみても、労働法原理論からのアプローチというようなこともあり得るのではないか、と思います*。

＊ 日本における公務員労働者に対する労働基本権制限問題（その問題状況については片岡昇＝前田達男『青林法学双書・労働法』（青林書院、一九五五年）三七頁以下参照）を合理的に説明するとともに、その超克の視座をえるために、このようなシェーマを考えたともいえる。

（三）「労働法の原理論」の若干の課題

(1) 基礎概念の分野から

労働法の原理論が現在関係している課題についても、若干ですが指摘しておきたいと思います。基礎概念の分野からは、例えば「労働者」概念と労働契約法の射程との関係です。原理論と応用論・法政策論が直結する問題でもあります。契約労働という概念を提示することによって労働法の拡張を図る試みもなされていますが*、実はこのテーマ、ジンツハイマーの『労働法原理』初版本（一九二一年）に登場しています。今から八十何年か前の『労働法原理』初版本。「国は統一的労働法を制定する。」とワイマール憲法に書いてあるのですが（一五七条二項）、その統一的労働法を制定するための基礎理論を提供しようというのが『労働法原理』が書かれた趣旨です。初版本では、そのことが明確な意思として出されています。ジンツハイマーは、その中で「労働法の拡張」というテーマを扱っています。

よく言われる労働者像の変容。つまり、ホワイトカラー・エグゼンプションが想定する「自律的に労働する労働者」というのは本当にそうなのか。概念論争、労働者像の背景には優れて政策論争があること、このことについて

は「官吏は労働者か」というワイマール・ドイツでの大論争についての二人の対話で扱っています（資料（六）参照）。こういう問題の立て方も原理論の仕事でしょう。

＊ 日本労働法学会第一〇五回大会（二〇〇三年）ミニ・シンポジウム「契約労働をめぐる法的諸問題」日本労働法学会誌一〇二号参照

(2) 労働法の体系・分野論と労働市場のグローバル化に対する公的規制（国内・地域・世界）の再構築とその論理

労働法の体系・分野論と労働市場のグローバル化に対する公的規制の再構築とその論理ということもありますが、課題認識の表明にとどめます。

(3) 労働法の原理論プラス比較労使関係論

最後に言いたいのは、労働法の原理論プラス比較労使関係論を大学院でやっていることとも関係しますが、比較は二つではなく三つ以上でやるべきだ、と加藤周一が書いている（『加藤周一著作集7〔近代日本の文明史的位置〕』平凡社、一九七九年、あとがき）のを岩波新書『戦後史』（二〇〇五年）で中村政則が引用しています。二タイプ比較は、われわれも長らくやってきました。欧米対日本、つまり進んだ欧米、遅れた日本という図式です。私の試験問題、したがって講義も八〇年代の頃はそうでした。日本の特殊性、後進性と欧米の普遍性、先進性とを対置する。そして、日本は欧米に比べてこういう点で遅れているからそれは直さなきゃいけない、と言ってきたわけです。しかし、もはや戦後ではないと言われて（一九五六年経済白書）すでに半世紀、近代化論では現状批判にはなりません。

二つの比較、対置は資本主義対社会主義もそうです。しかし、この間には東西冷戦体制の終焉など、状況の大きな変化がありました。二〇〇〇年を前にした頃、北國新聞で「研究室」というのを連載していました。その取材で、

私、ワンダーフォーゲル部の顧問をしているのですが、ワンゲル出身の記者が訪ねて来て、「先生、どんなこと研究しているのですか」と聞かれたので、「いや、研究しているとは言えないが、やりたいことならある」と言いました。α（アメリカ、市場主義）、β（欧州大陸、社会国家・福祉国家）、γ（日本・東アジア、家族主義・権威主義？）とおおよその類型化をしてそれぞれの特質を明らかにしつつ、日本の進路を探る。アメリカとヨーロッパ大陸と日本・東アジアの三つを比較する。欧米といって欧と米とを一緒にするのではなく、欧と米とは区別する。そうすると、アメリカ的なタイプの資本主義。ヨーロッパといえばイギリスも入ってしまうので、欧州大陸と厳密化して、欧州大陸ではどういうタイプの資本主義が展開しているのか。日本はどうか、と日本だけを見ないで、日本・東アジアというものを見る。そういう目で見ると α、βだけでなく α、β、γとなる。その上で γの一員としての日本。その日本は一体 αを見ながら進むのか、それともβを考えるのか、あるいは独自な道を歩む γを考えていくのか、こういうことが課題になっていくのではないか、と言ったことがあります（「北國」一九九九年一月一九日に掲載）。その後あんまり進展してないのが残念というか、忸怩たる思いがするところです。

こういうテーマは、いろんな人と議論しながらでないと進みませんので、ぜひ皆さんとこれからも議論する機会を持ちたいと思います。

おわりに

おわりに当たって、労働法原理の受講者に釈明しておきたいことがあります。研究と教育との統一ということで、最新の理論はこういうことだと、未消化の理論を押しつけたことが結構ありました。教員は、ある年度の講義が悪ければ、次年度に修正すればいいのですが、受ける人はそうはいきません。もう一遍受け直してどちらかいい方にしてくれとは言えません。しかし、別に悪気があったわけじゃなく、こういう課題に対してこんな理論で考えてい

る。皆さんも一緒に考えましょう、と言いたかった。これが本心です。現役の学生の皆さんは、自分がたまたま遭遇した教員、その理論は相対化して、その人の言うことは絶対視しない。教員の言うことを相対化し、批判的に受け止めるだけの力を養ってほしいと思います。

事務の皆さんには、講義要項の提出とか、試験結果の報告の締切をいつも破っている常連、常習犯の一人が前田でして、迷惑をかけてきました。初年度の労働法原理の採点は、在校生に関しては翌年一〇月に報告したという武勇伝もあります。教務事務電算化の今では信じられないことです。授業時間割の編成にしても、「看護婦のおやじ」に対して子どもの保育所の送迎に支障がないよう、配慮していただきました。

こういうやんちゃ坊主に温かく付き合っていただいたことに対して、この場を借りてお礼を言っておきたいと思います。これをもちまして私の最終講義を終りにさせていただきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

〔付記〕本稿は、当日の最終講義のテープ起こしに手を加えたものである（冗長な箇所を整理する一方、注記等の補足を行っている）ことをお断りしておきます。

「労働法原理25年」年表

教育関係事項	研究関係事項
1960. 4　京都大学法学部入学 〈1960安保・三池闘争〉	法学研究会（社会科学としての法学） ゼミ　「市民法と社会法」（法律時報特集）
1964. 4　大学院進学	「労働法雑誌」などの H.Sinzheimer 論文輪読 『労働法原理〔初版〕』との出合い 1966－67「ワイマール経営協議会法の成立と展開（上）（下）」
1967. 6　和歌山大学経済学部助手 〈1968－70大学紛争〉	1969『大学問題の法社会学的研究』（日本資本主義と大学・法学部） 〈現代法論争への関わり〉 1974「国家独占資本主義－現代法論と社会法視座」
1974. 4　金沢大学法文学部講師 法学科　Ⅰ類、Ⅱ類 社会法講座　労働法 社会保障法 1976. 12　助教授	1976『マルクス主義法学講座』（現代日本法分析・労働政策と法、罰金制度とロシア労働法史） 1978「現代資本主義国家論」『講座・史的唯物論と現代』 1978『青林双書・労働法』（官公労働法）

1980. 4　法文学部改組、法学部創設	
1981. 10　労働法原理開講 労働法原理　労働団体法 労働保護法　雇用保障法（1987まで）	1981『現代労働法講座①〔労働法の基礎理論〕』(国家) 1982『新労働基準法論』(国際労働憲章) 1988『労働法学の理論と課題』(労働法と国家―日本労働法史のための覚書)
1988年　労働法原理開講せず	1988. 3～89. 1　ドイツ留学(文部省派遣在外研究員) 〈1989ベルリンの壁崩壊〉
1989. 8　角間地区移転(文・法・経・図書館・学館) 留学生（台湾）（中国）指導	1990「戦後日本における団結の『積極的承認』とその政治過程」 〈1991ソ連邦解体〉
1993. 4　社会環境科学研究科（博士後期課程）創設 （比較労使関係論担当）	1995『青林法学双書・労働法』(片岡昇と共編) （Ⅰ総論　Ⅱ団体法　Ⅲ保護法　Ⅳ雇用保障法）
1996. 4　教養部改組、法学部改組（2学科体制） 1997年　労働法原理（本多淳亮講師） 2004. 4　法科大学院開設、法学部改組（1学科） 労使関係法　雇用関係法　労働市場法 2006. 2　労働法原理の講義終了	2007. 3. 31　定年退職
2008. 4　法学部学生募集停止、人間社会学域・法学類発足（予定） 社会法入門開講（予定）	

最終講義「労働法原理二五年」資料

資料（一）　ゼミ・レポート例（一九七九、一九八〇）

〈一九七九年〉

「団結権・争議権確立史（段階別・国別比較表）」（前田）「イギリス労働運動と労働法制史」「集団主義的労働法体系の生成」「第一次大戦前の社会法の特質と由来」「ワイマール共和制からナチス・ファシズムへの移行」「ドイツ革命における資本家の対応」「一九一八年に至る帝政国家とＳＰＤの関係の構造的変化」「第一次大戦中における社会法の変容」「ドイツにおける労働法の歴史的展開様式と国家」「アメリカにおける労働法の歴史的展開―労働法の内的な論理と国家形態の関連」「フランス労働法史」

〈一九八〇年〉

「日本労働法史」「『資本主義と労働法』について」「『労働法と国家』について（労働法と国家の視角から日本の労働法の特質を各国労働法（史）との比較によって明らかにする）」「労働法の歴史的分析とは」「藤田勇『国家論の基礎的カテゴリーについて』（現代と思想一八号）」

「フランス・マティニョン協定を中心に―時代背景・国際関係も含めて」「労働法の歴史的展開様式と国家〈日本〉・年表付き」「一九三〇年代の日本における労働法の展開」

資料（二）　一九八一年度「労働法原理」講義実績

（第一回一〇・二二）

文献解題

第一章　労働法の生成と理論

第一節　資本主義社会の法原理（市民法原理）と労働の従属性

一　「労働力の商品化」の意義

二　労働の疎外と労働運動　――　人間性の回復へ　――

市民法から労働法へ、雇傭契約から労働契約へ

（第二回一一・五）　*一〇・二九は金大祭で休講か

第二節　「二重の意味で自由な労働者」と団結の自由　――　団結権の自由権的側面　――

一　市民法の虚偽性と積極性（進歩性）

二　自由と団結　（α群国家、β群国家）

（第三回一一・一九）　*一一・一二は法科自治会定例学生大会で休講

第三節　自由、生存、参加と労働法

一　労働法の理念とその複合的性格

二　ワイマールとロシア連邦

（第四回一一・二六）

第二章　労働法の歴史的展開と位相

第一節　労働法の歴史的展開と特徴　――　労働法の論理的構造と歴史的発展の対応　――

一　自由権的発展（側面）（イギリス、フランス）

（第五回一二・三）

二　生存権ないし自由主義の修正（ドイツとロシアの比較）

Weimar（経済民主主義）vs.ソ連社会主義　New Deal と Keynes 経済学　戦後労働改革

三　参加権（イタリア一九四七年憲法、日本・極東委員会「労働組合一六原則」）

（一二・一〇出張、休講）

（第六回一二・一七）

第二節　日本労働法発展の特質

一　外的要因による規定　①Weimar ②New Deal ③反ファシズム④特殊日本的要素

二　時期区分と自由化段階の欠落　但し、自由民権―大正デモクラシー―戦後改革

三　ドイツとの比較

（冬休みレポート、任意、内容に応じて加点。レポート例は末尾に掲示）

配付済みの労働法発達史年表から選んだ労働法制について歴史的分析を行うこと

（第七回一・二一）

第三章　労働法の基礎的諸概念

一　労働者像（概念）の析出（構築）と労働法の生成・確立

H.Sinzheimer：Das Problem des Menschen im Recht

二　労働法の体系・分野と基礎的諸概念

＊「国家」（『現代労働法講座①〔労働法の基礎理論〕』）で示した図式を利用

三　基礎的諸概念と実際的諸問題

（第八回一・二八）

第四章　労働法の体系・地位・法源

一　労働法の体系

二　労働法の地位　公法・私法・社会法

三　労働法の法源

（一）法源論の歴史性　（二）労働法と法源論の交渉史　（三）現行日本労働法下の法源論の問題

（第九回二・四）

第五章　労働法学の方法

一　方法論への関心と時代背景

二　労働法の今後の勉強に当たっての若干のアドバイス

（一）法の解釈　（二）歴史的分析と解釈学への寄与　（三）比較法の技法、日本労働法理論の相対化　（四）判例研究と社会学的法律学

（第一〇回　試験）

問題

（1）　労働法の歴史的分析、内的論理構造分析に国家論が重要な役割を果たすという説があるが、この説のエッセンスを略述し、論評せよ。

（2）　「ＩＬＯ一〇五号条約と日本政府」と題して、自由に論ぜよ。

【労働法原理　一九八一年度　冬休みレポート例（任意提出）】

「イギリス労使関係法」「一九一七年労働者統制令（ロシア）について」「イギリス一八七一年労働組合法」「日本の工場法、沿革と内容（同時代のイギリスの工場法と若干比較しながら）」「ル・シャプリエ法について」「ロシア新工場法について」「ワグナー法成立の由来」「一八〇二年イギリス工場法」「シャーマン法」「治安警察法一七条」「工場法制定前夜」「タフト・ハートレイ法における不当労働行為制度について」「米騒動と治安警察法（治安維持法）」「イギリス団結禁止法撤廃に至るまでの労働者組合運動と成果」「戦前の労働者保護政策と時代背景―一九一一年工場法」「一八四四年工場法（イギリス）における婦人規制の立法者の意図と成立」

資料（三）　「国家」『現代労働法講座①〔労働法の基礎理論〕』（総合労働研究所、一九八一年）

二七八～二八一頁、表（二七九頁）は省略

三　労働法の歴史的展開様式と国家

一　労働法の歴史的分析と国家

従来、労働法の歴史的分析は、「資本主義と労働法」のシェーマのもとに、各国労働法制の歴史的展開とその様式が、その資本主義発展の特質に規定されたものとして叙述され、また労働法の原理の合法則的な発展＝確立（たとえば団結権についての、絶対的禁止――自由化――積極的承認の三段階）が資本主義の歴史的発展＝段階（原蓄段階、産業資本主義＝自由主義段階、独占＝帝国主義段階及びその小段階としての国家独占資本主義段階）に照応するものとして説明されてきた。「労働法と国家」のシェーマは、労働法の発展及びその特質を資本主義発展の段階および型に規定されたものとの認識を基礎としながらも、この規定関係を媒介するものとして国家（より厳密には、特定の形態＝政治的レジームのもとで活動する国家）を措定し、かくすることによって各国労働法制の歴史的

また構造的特質はより明快に把握されるとの仮説を含んでいる。諸国家を分類する指標は、資本主義の本格的発展（産業革命・産業資本主義の確立）、すなわち労働問題の本格化に先立ってブルジョア民主主義革命が完了していたか否か、換言すれば労働問題の処理に当った国家はいかなる形態のもとで活動した国家であったかに置かれている。

二　国家の型と労働法発展の特質

α群国家とβ群国家の根本的な相違は、α群国家の場合には、民衆革命（α_1）あるいは独立戦争（α_2）によって封建制ないし絶対王制と断絶し、ブルジョアジーの政治的支配を基本的に確立したレジーム（bourgeois = demos - kratia）のもとで資本主義の発展（原蓄――産業革命・産業資本の確立――独占への移行）が遂行されるのに対して、β群国家の場合には、革命の挫折・中断（β_1）あるいは革命の未経験によって、国家の実体的基礎（国家装置 Staatsapparat）および形態を基本的に維持した状態のもとで、社会の資本主義化が進められることである（前近代的国家――「家産国家」・絶対主義国家と――近代社会――資本制社会の跛行的発展）。

このことは労働法の発展においても、次のような差異をもたらすことになる。β群に属する国家の場合、労働者保護法は資本主義発展とある程度の照応関係を持っているが、労働者の団結に関しては、絶対的禁止――自由化――積極的承認のプロセスをくぐるとは必ずしも言えない。むしろ団結は、「専制国家」の立場からは絶対的禁止の状態に置かれた存在であり、ただそれが労働市場における一つのシステムとして国家に無害な存在である限度において、「自由化」を経験するにとどまる。国家は、団結に対して「結社法」を適用することによって随意に自由化を取消すことができる。そのような自由を留保していることに注意が払われねばならない。これに対してα群国家の場合、市民社会内存在たる団結に対する国家の規制は、市民社会の論理に従って行われねばならず、同じく団結の絶対的禁止といっても、絶対王制下のそれとは異なる新たな論理の構築が求められ、そのような使命を負う団結

禁止法が採用した理論が、restraint of trade あるいは「労働の自由（liberté du travail）」であったことは、周知のとおりである。国家を自己目的化せず、国民の自由の守護者たることに国家の raison d'être を見出すα群国家の場合、団結の自由化（諸個人の「営業の自由」・「労働の自由」の総和、共同的行使としての団結の・国家からの自由）、積極的承認（集団的自由放任 collective laissez-faire のシステムの承認、「組合の自由 liberté syndical」の概念の構築等）に「自由論」、その転換ないし思想的深化が重要な位置を占めている。ここでは、団結の自由が、団結それ自体が国家から自由な存在として法的に承認されること以上に、諸個人の自由（権）のカタローグ――それなしには諸個人が自由であることが証明されないような諸々の自由（権）――の中に「団結の自由」が位置づけられていることに関心が向けられなければならない。

資料（四）　一九九一年度「労働法原理」講義要項

近代法ないし近代市民法の批判・反省として登場し、「労働主体の自由と生存」を基本理念として、今日の法体系の中に一角を占めている労働法について、日本資本主義と労働法の具体的展開・問題を通して、その独自なゲネシス、法源、理論構成、諸概念、学の歴史と方法などを学修する。これとあわせて、労働文化をとおしてみた日本社会の位相についても考えてみたい。具体的には、下記のような講義プランを考えている。

はじめに　現代社会と労働法の役割――（西）ドイツと日本の比較から――

一　「会社主義」Nippon と「社会国家」Bundesrepublik Deutschland

二　労働関係の法化 Verrechtlichung des Arbeitsverhältnisses

第一章　労働法・労働法学の歴史的展開・発展

一　時期区分とその方法（論）　二　労働法学史（戦前）　三　労働法学史（戦後）

第二章　労働法の基礎的諸概念

一　「労働者」概念と労働法学

（一）労働の従属性と理論　（二）労働の従属性の基礎――労働力の商品化――

二　労働者の対概念としての「使用者」

（一）労働法における「使用者」の位置　（二）使用者概念の発展

三　団結・労働組合

（一）自主性の要件：純粋性、独立性　（二）一時的団結と恒常的団結＝労働組合

（三）「（過半数）労働者代表＝労使協定」

四　「国家」の概念と労働法（学）上の意義

第三章　労働基本権

一　労働権（一）

（一）労働権（理論）の歴史的形成　（二）労働権の法的構造＝内容

二　労働権（二）　――公正かつ良好な労働条件を享受する権利――

三　団結権（広義）

（一）団結権の歴史的形成・発展

〔一般型〕絶対的禁止――自由化――法的（積極的）承認

〔偏倚型（a）ドイツ（b）日本（c）ロシア〕

（二）団結権の内的編成＝論理構造

四　労働基本権と制限――公務員労働者の団結権――

（一）沿革　（二）現行制度（臨調＝行革以前）　（三）判例の展開

五　総括、労働基本権保障と日本の位相

――ＩＬＯ条約の批准、未批准を手掛りに――

第四章　労働法の体系・地位・法源

一　労働法の目的・課題と体系・分野

（一）私的自治の「修正」と労働法

（二）労働者保護法　労働基準法の制定経過／特徴／問題性

（三）労働団体法　労働法制‐戦前・戦後／戦後改革／労働団体法の問題

（四）雇用保障法　展開／方法

二　労働法の地位

（一）労働法と他の法領域　（二）社会法としての労働法

三　労働法の法源

（一）法と法源　（二）制定法　（三）判例（裁判例）

（四）国際条約・「確立された国際法規」

（五）社会自主法　労働協約／就業規則／組合規約

四　労働法の解釈、労働法学の方法

【注】一九九一年度は休講もなく、ほぼ講義要項どおりに進行したが、「四労働法の解釈、労働法学の方法」の講義は行われていない。なお、「講義要項」で労働法原理の具体的な講義プランを示したのはこの年度だけである。

資料（五）　一九九一年度後期「労働法原理」試験問題（一九九二・二・一七実施）

本源的蓄積段階の団結禁止法を労働法に含めるならともかく、一般に労働法は近代法の確立以後、その修正ないし再編〔再編が問題となるのは、おおむね独占資本主義段階＝帝国主義移行期〕の一部として形成され、自由権を基底とし公私法の二元的構成をとる近代法に対して、その自由論の転換ないし思想的深化、さらには異質な原理〔生存権〕を付加することによって、その確立をみる。もっともこのような発展図式、すなわち労働者の団結権承認に関していえば、団結の絶対的禁止‐自由化‐積極的承認という発展過程は、市民革命によって封建制・絶対王政と断絶し、ブルジョアジーの政治的支配を基本的に確立した民主共和政のレジームのもとで本源的蓄積‐産業革命・産業資本の確立‐独占、さらに国家独占資本主義への移行という資本主義発展の道を歩んだ先進資本主義国〔イギリス、フランスなど〕について言いうることである。

政治的にはブルジョア民主主義運動の挫折、市民革命の未経験によって国家の実体的基礎および形態に前近代的なもの〔家産国家、絶対主義的レジーム〕を残存させたまま、経済的には工業化・近代化を進めた後進資本主義国・ロシアや日本においては、団結が国家権力によって保護もされないが禁止もされないという、この自由化段階〔日本＝大正デモクラシー期、ロシア＝一九一七年二月～一〇月革命〕を歴史的に十分に経験することがない。また論理的にも自由論との連続＝飛躍の関係の吟味・内省の未熟のまま、敗戦、天皇制国家＝法体制の崩壊と民主的改革や革命＝社会主義建設の一部として労働者の団結は積極的承認〔日本〕ないし「特別な地位の公認」〔ロシア〕、その憲法的保障の段階に到達している。

もっとも日本の場合、大正期・一九二〇年代の法体制再編期は、憲政＝政党政治、普通選挙など議会主義（ブルジョア・デモクラシー）的要素の拡充を国家形態上の特徴としている。労働法の発展に関しても、ワシントン条約《ヴェルサイユ条約》とそれに基づくＩＬＯの設置・活動に影響されて、「八時間労働制」や「労働組合の承認」

が帝国議会で論ぜられ、労働省《内務省社会局》設置、工場法改正・施行、治安維持法《治安警察法》一七条撤廃、健康保険法の制定、労働組合法案の立案・上程、団体協約の締結、帝大法文学部での「社会法」講座開設、山中篤太郎『日本労働組合法案研究』、末弘厳太郎『労働法研究』、沼田稲次郎《橋本文雄》『社会法と市民法』などの労作もこの時期（理論史に限れば一九三〇年代前半まで続く）に記録されている。日本の労働法の一挙的な確立とその後の推移は、FEC-Principles for Japanese Trade Unions や SCAP 労働諮問委員会最終報告書などの基本政策、さらには戦後の冷戦構造など、国際的な影響も強く受けているが、他面では大正デモクラシー期・一九二〇年代における労働法準備を継承・発展させるものであったことも忘れてはならない。

団結権のこのような一挙的な確立は、しかし団結する権利が制限ないし否認された場合に、団結それ自体が「違法な存在」として禁止され、その効果をあげるためには国家の強制装置の動員・刑事制裁も当然とする、絶対的禁止の論理（それも「秩序の見地」からするそれ）に短絡しやすい。官公労働者の労働基本権制限とその法制ならびに全逓東京中郵事件（最大判一九六六・一〇・二六）～岩手県教組学力テスト事件《都教組勤評闘争事件》（最大判一九六九・四・二）の試みた団結・争議行為の「自由化」の営為を挫折させた、全農林警職法闘争事件（最大判一九七三・四・二五）、国鉄弘前機関区事件《全逓名古屋中郵事件》（最大判一九七七・五・四）以降の最高裁判例の「定着」は、そのことを証明している。

問題（一）　文中には明らかに誤りと思われる部分（誤字、数字の間違い或いは出題者との評価の相違によるものなどを除く）が六カ所ある。そのすべてを指摘し、誤りと思う理由を簡潔に述べ、正しいものと置き換えなさい。

（「正しいもの」を「誤り」とした場合、減点の対象となることがある）

〔注〕再録にあたり、誤っているものは《　》内に正しいものを示している。

問題（二）　官公労働者の労働基本権制源とそれをめぐる最高裁判例の展開を略述し、下線部について例をも挙げ

つつ説明しなさい。

資料（六）　二〇〇三年度「労働法原理」試験問題　二〇〇四・二・六

次の会話文を読んで、左記の問題に答えなさい。

Stud.1：労働法の勉強も大変ですね。特許法のことも知ってなあかんみたいやし。

Stud.2：職務発明の裁判か[1]。今度、労働判例研究会で報告があるねん。聞きにいくけど、予習も必要や。

Stud.1：新しいテーマですね。「相当の対価」を求めて争う「強い労働者」も出てきたということですか。

Stud.2：必ずしも「新しい」とは言われへん。古典的なテーマが日本でも脚光を浴びるようになった、とも言える。

Stud.1：どういうことですか。労働保護法の講義でも聞いてませんよ。扱うのなら労働協約《労働契約》のところでしょ。

Stud.2：ワイマール時代のドイツにジンツハイマー（H.Sinzheimer）という学者がいるねん。その人の書いた『労働法原理』（第二版、一九二七年）に、「労働の従属性の実体は、労働生産物の所有権が使用者によって直接取得される点にある」として、その例の中に職務発明が出てくるんや。訳では勤務発明（Diensterfindung）となっているけど、同じことや。

Stud.1：そんなことまで労働法原理の教科書に出てくるんですか。その頃の日本は帝大でも労働法の講義は開かれていなかったのでしょう。《一九二〇年代東京、東北、九州、京城、台北帝大で開講されている。》ものすごいギャップですね。

Stud.2：教科書というよりは理論体系書や。ワイマール憲法には「国は統一的労働法を創設する」と書かれていたけど、ジンツハイマーは『労働法原理』で統一労働法の理論的な編成を示そうとしたんや。

Stud.1：労働法学史の勉強も大事ですね。

Stud.2：学問は時代から離れて存在するもんやない。学史を勉強することによって、学者・研究者が時代のどんな課題に立ち向かおうとしていたかも分るんや。

Stud.1：さすが大学院生、言うことも違いますね。労働者概念とか労働の従属性の理論についても、同じこと言えます？

Stud.2：例えば、ワイマール・ドイツでは「官吏は労働者か」という大論争があったけど、その背景には、「労働者である」と規定することによって官吏を労働組合に取り込み、官吏制度を改革しようとするＳＰＤ（社会民主党、政権与党）と「労働者ではない」として特権的官吏集団を旧勢力の下に温存しようとする保守派の対抗があったそうや。

Stud.1：どっちが勝ったんですか。

Stud.2：保守派や。だから、憲法は変わったけど、行政法は変わらへんかった。第二帝政期の将軍たちも残った。このこともナチスや第三帝国を生み出した遠因の一つやそうや。

Stud.1：戦後日本では官吏も労働者だとされたのに[2]、ＩＬＯ一一一号条約《一〇五号条約》を批准せず、公務員を別扱いしているのも何か背景があるんですか。

Stud.2：さあ、どうかな。話は戻るけど、労働者概念や。「『人』（法的人格）と区別される労働者概念の構築によって、労働法は独自の法領域として確立されることになるが、そのような歴史的・理論的意義ばかりでなく、実用法学上も法関係の確定などで労働者概念が復習される機会は多い。」と労働法原理で習ったやろ。

Stud.1：傭車運転手とか在宅勤務者は労働者か、という問題ですね。請負か準委任か雇用かは、契約の形式ではなく、実質的に使用従属関係があるかで判断すべきだ、でしたね。

Stud.2：よう覚えてるな。ＩＬＯも一九九六年に在宅労働の形態に関する一七七号条約を採択したんやけど、コンピュータの普及とＩＴ革命で雇用労働も古典的な家内労働も様変わりや。ボーダーレス化はまだまだ進むみたいやし、労働法学会では「契約労働」という概念も議論されてるで。

Stud.1：「古典的な」で有名なのは、「サンダル製造の内職は業務委託だ、賃加工の家内労働者は労働者ではない」でベンゾール中毒が労災と認められなかった、モンローサンダル《（オードリー）ヘップ（バーン）サンダル》事件ですね。研究してみたいテーマがいっぱいありそうですね。

Stud.2：でや、大学院に残ってもう一寸勉強せえへんか。その前に卒論も書いて、論文を書く練習や。

問［一］　文中には明らかな誤りが四箇所ある。その誤り（誤字、数字の誤り、出題者との評価の相違によるものは含めない）を三つ指摘し、誤っている理由を述べて、訂正しなさい（一件につき二行以内）。　（三〇）

［注］再録にあたり、誤っているものは《　》内に正しいものを示している。

問［二］下線（1）　職務発明に関して最近、判決のあった事件名（被告会社名＋事件）若しくは事案を一つ挙げなさい。（一〇）

問［三］下線（2）　何を根拠として、「官吏も労働者だとされている」と言えるのか。二行以内で説明しなさい。（一〇）

問［四］　もし自分が卒論を書くなら、労働法に関してこんな論文を書いてみたい、とその構想ないし骨子を紹介して下さい。紹介するに当たっては、右記の会話および左記の「論文の書き方」に留意すること。（五〇）

論文の書き方

一　起承転結を明確にする。

起　「はじめに」「問題の所在」　なぜこのテーマを選んだか、その理由、問題意識を展開する。

承　研究史の総括（先行研究の到達点）、法律制度の現状分析、裁判例の整理など（緻密さ）

転　外国の例研究、実態調査などから新しい視点を導入する（独創性）

結　結論　「論」のあるところがレポートとのちがい

二　レポートとの差異　レポートは通常、課題（テーマ）が指定される。それをどれだけ忠実に達成するか（丹念な調査、正確な報告）が評価のポイント。論文は、問題（テーマ）を自分で見つける（問題の所在）とともに「論（理論）」が必要。

三　答案との差異　答案は必要な論点をすべて押さえていること（八〇点＝優）、その上で出題者の想定を超える論点を提起したり、説得力のある論理展開をすれば加点（九〇点に達すれば秀）、逆に論点を一部抜かしたり、粗雑な説明をすれば減点（良）、部分的にできているところもある（可）、もう一度やり直してもらわねばならない（不可）となる（人によって評価基準は異なる）。論文の場合、「優等生の論文」は面白くない。多少、論証に甘いところ、実証不足があっても、（将来性が窺えるような）大胆な理論、構想がある論文のほうが面白い。